

はがきによる架空請求

あいまいな請求で、過去のなんらかの契約が関係していると思わせる。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

「最終通告」「民事訴訟」「訴状」などの言葉を使い、すでに法的措置に入ったように思わせる。

期日まで連絡をしないと、訴訟が開始され、給料や財産が差し押さえられ、不安を味わう。

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(く)435裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

個別の「管理番号」と思わせ、実際は送り先全員が同じ番号。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて承っておりますので、職員までお問い合わせください。

相談すれば訴訟が取り下げられるように思わせる。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

個人情報を適切に管理しているように思わせて信頼させ、他人からの助言を阻みたい。

※取り下げ最終期日 平成〇〇年〇月〇日

最終期日は、はがきが届いた直前に設定。考える余裕を与えない。

公的機関と思わせる

法務局管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

**架空請求は
一切無視！**

身に覚えがない請求には応じない。
連絡をすると執拗な請求に繋がるとも。
困った時はご相談ください！

福島市消費生活センター

024-522-5999

相談時間 月~金 9:00~16:00

〒960-8035 福島市本町2-6
ウィズもとまち2F

架空請求の特徴

1・請求金額や債務の内容及びあいまい

契約した会社名、サイト名、商品名、購入額、契約日など一切表示されず、過去の何らかの契約が関係していると思わせます。

2・「最終告知」「民事訴訟」「訴状受理」などの言葉が使われる。

初めて来た通知なのに「最終告知」などと称し、すぐに裁判が始まるかのように思わせます。

3・公的機関のような名称

「法務省管轄」など、公的機関と誤解させて安心させます。

4・至急電話を促す

期日まで連絡をすれば訴訟が取り消されるかのように案内していますが、実際は連絡をしてきた相手に架空の請求を説明し、支払いを強要する手口です。絶対に連絡をしてはいけません。

ハガキだけでなく、携帯電話やスマートフォンのメールで架空請求が届くこともあります。それぞれ異なる業者から送られ、関連していません。架空請求の対処法としては一切無視すること。架空請求メールが頻繁に届く場合は、着信拒否設定など迷惑メール対策も行うようにしましょう！

注意 正規の請求書でも契約先と異なる社名で送られることがあります。代金回収業務を別会社に委託された場合、コンビニ収納代行会社などの名義で請求書が届きます。社名に心当たりがないため架空請求だと思って放っておくと、遅延損害金が増加されてしまうことがありますのでご注意ください。判断に迷う場合は消費生活センターまでご相談ください。